

# 週報

十月十六日號

第二〇號

昭和十五年十月十六日

（每週一開水曜日發行）

（每週一開水曜日發行）

五錢

總動員體制の強化

會社經理統制令

蔣の新抗戰財源

大政翼贊會の發足



# 週報

十月十六日號

第二一〇號  
昭和十二年十月十六日  
（郵便物認可）  
（每週一回水曜日發行）

五錢

總動員體制の強化

會社經理統制令

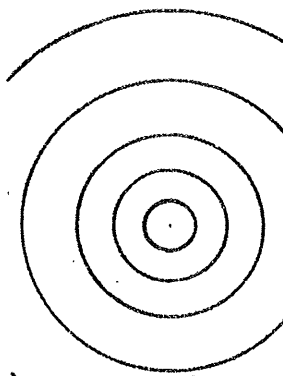
蔣の新抗戰財源

大政翼贊會の發足

露光量違いにより重複撮影

盛り上る一億の力で

# 大政翼賛運動



## 週報

日 一 十月十六日

大政翼賛運動発足

總動員態勢の強化

合衆社經理統制令について

大 蔵 省

不安定富田本隊官 近江連

富田御遺囑案 内務省神祕局

金買上取崩制定さる

大 蔵 省

簡易保護一戸一日増加運動

大 蔵 省

蔣介石の新抗戦財源

外務省情報部

ニールカレドニアの乱

ニールカレドニアの乱

ニールカレドニアの乱

ニールカレドニアの乱

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

マニラに渡す

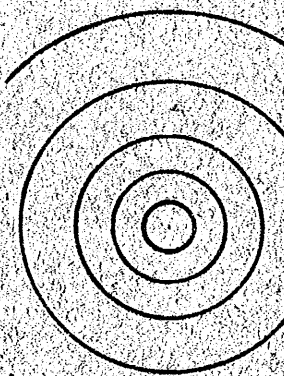
マニラに渡す

マニラに渡す

露光量違いにより重複撮影

盛り上げる一億の力で

# 大政翼賛運動



目次 (第百一十六号)

大政翼賛運動発足す  
總動員態勢の強化  
會社經理統制令について

大藏省

平安神宮西本殿前に近江神宮の御鎮座祭

内務省

金買上規則制定さる

大藏省

簡易保険一戸一口増加運動

選信省

蔣介石の新抗戦財源

外務省情報部

ニューカレドニアの近状

新支那讀本

農業

十月五日(土)

▽米に流布されてゐる松岡外務大臣談は全く根據なき旨 外務省情報部長經緯を發表

十月六日(日)

▽我が陸軍の精銳部隊、佛印ハノイ飛行場に進駐

十月七日(月)

▽野村直邦中将に代つて清水光美中将北支方面海軍最高指揮官に決定

▽海軍航空部隊長明を公襲、敵十四機撃墜

▽近衛内閣初の地方長官會議

▽整潔品販賣禁止

▽天羽駐伊大使チアノ伊外相と會談

十月八日(火)

▽天皇陛下、東大に行幸あらせらる

▽露南ルートの再開を松岡外務大臣に通告

十月十日(木)

▽ビルマ・ルート再開に關する英首相の演説に對し、松岡外務大臣反駁聲明を發表

▽海軍航空部隊四十二次重轟爆撃

▽金買上規則公布(即日施行)

十月十一日(金)

▽紀元二千六百年特別大觀艦式横濱沖において舉行さる

▽支那事變關係海軍第十三回論功行賞發表、四百六十一の護國の英靈崇奉の恩賞にあづかる

十月十二日(土)

▽大政翼賛會設置式舉行

## 週報

## 週刊日誌

# 大政翼賛運動發足す

大東亞新秩序の建設を目指して、新日本が逞しい歴史的巨歩を踏み出す大政翼賛會發會式は十月十二日午前九時三十分から内閣總理大臣官舎大廣間に於て總裁近衛内閣總理大臣をはじめ、關係各閣僚、顧問、常任總務、總務、參與、新體制準備會常任幹事、同輔佐役等が出席、嚴肅な雰圍氣の中に舉行された。松前翼賛會總務部長司會の下に開會が宣せられるや、まづ總員起立して宮城を遙拜、國歌「君が代」を合唱し、ついで近衛總裁座長席につき、紀元二千六百年の紀元節に渙發された詔書を捧讀、戰歿將兵の英雄に對する感謝並びに出征將兵の武運長久祈願の默禱を捧げた上、一同着席、有馬事務總長より

この運動は全國民の運動であり、會は運動推進の中核である。會の事務的方面については未だ完了してゐないが、役員、構成員の銓衡に當つては各方面の人材を集む一日も早く運動の完遂に向つて進みたい。同會が成立するまでの経過を報告、準備委員會に於ける「誓」を繰返して述べ、ついで近衛總裁から別項の如き挨拶があり、最後に私はこの運動の本質を考へ本運動の綱領となるものは、大政翼賛の臣道を盡すことにあり、これ以外に綱領も宣言もない、大政翼賛の臣道を實踐することに盡きる。



大政翼賛會發會式

と當初事務的に豫定された宣言、綱領、規約の發表は、これを取りやめ、意義ある發會式を閉じた。これによつて一億同胞待望の大政翼賛會は、いよいよ本格的實踐行動の發足をなすこととなつたのである。

## 近衛總裁挨拶

わが國は正に一大轉換期に際會し、外に善隣との盟約を固うし、内に新體制を樹立し、大東亞の新秩序を確立すると共に、進んで世界新秩序の建設に邁進致さねばならない時が参りました。

政府は聖旨を奉戴し、現時の國際情勢に鑑み、高度國防國家の體制完遂に對して全力を擧げつゝあるのであります。高度國防國家の建設は、政治・經濟・文化等の各部門に於て過去に於ける一切の殻を捨て、新らしき目標に向つて一億一心の協力態勢を整備し、又國家機構の各部門をして最も圓滑なる有機的回轉をなさしめることによつて始めて可能となるのであります。

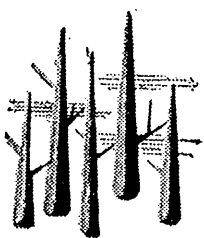
現内閣成立以來國內を擧げて、新政治體制の實現に對し絶大なる共鳴と協力を得ましたことは、眞に感謝に堪へません。こゝに本日本政翼賛會發會式を擧げ、萬邦無比の國體に基づき世界に比類なき理念の上に、大政翼賛運動を本會の推進によつて發足するに至りましたことは、眞に御同慶に堪へないところであります。

申すまでもなく、今やわが國は、明治維新にも比すべき重大なる時局に直面してをります。わが大政翼賛の運動こそは、古き自由放任の姿を捨てて新らしき國家奉仕の態勢を整へんとするものであります。歴史は今やわが國に對し重大なる時期の到來を告げつゝあります。大政翼賛運動の將來は眞にわが國家の運命を決するものであり、しかも本運動の遂行は容易の業ではありません。われは前途に如何なる波瀾怒濤起るとも必ずこれを乗切つて進んで行かねばならぬのであります。本運動の發足に當り、私はその推進的原動力となつてこの難事業の完成に協力せられる役員諸君に、衷心より敬意を表するものであり

ます。

各位はこの重大なる使命達成のため、挺身これに當られ大御心を安んじ奉り、忠誠の實を擧げられんことを切望してやまざる次第であります。

最後に大政翼賛運動綱領については、準備委員の會合に於ても數次眞剣なる論議が行はれたことを承つてをります。しかしながら本運動の綱領は、大政翼賛の臣道實踐といふことに盡きると信ぜられるのでありまして、このことをお誓ひ申上げるものであります。これ以外には綱領も宣言も無しと言ひ得るのであります。若しこの場合に於て宣言綱領を私に表明すべしと云はれるならば、それは「大政翼賛の臣道實踐」といふことである。「上御一人に對し奉り日夜それの立場に於て奉公の誠をいたす」といふことに盡きると存するのであります。かく考へ來て本日は綱領宣言を發表致さざることに私は決心致しました。このことをつけ加へて明確に申述べて置きます。



## 總動員態勢の強化

九・一八の價格統制令、資金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令、八・四の地代家賃統制令の四勅令は、周知の通り、一ケ年の期限附で昨年十月二十日から施行されたものであるから、この十月十九日で期限満了となる。では十月十二日以後の物價や地代家賃、さては俸給資金などはどうなるであらうか？これは國民生活に重大な關聯を持つ問題であるが、一方、内外諸情勢の進展によつて國家總動員態勢は更に全面的強化を要請されるに至つてゐる。

即ち深刻な國際情勢に處して支那事變の完遂を圖り東亞共榮圈を確立するために、外交の劇期的轉換を斷行し、日獨伊三國條約を締結したことは周知の通りだが、わが國の對第三國貿易がこれによつて相當の影響

を受けることは覺悟しなくてはならない。米國は早くも厚鐵、航空機用揮發油及びその原油の十月十六日以後の對日輸出を禁止したが、この種の措置は今後續々執られるものと思はねばならない。勿論今度の外交方針は、英米等への經濟斷交を意味するものではないが、相手方の態度如何によつては、通商貿易の杜絶といふやうな最悪の事態が発生しないとも限らないのであるから、一刻も早くこれに對處すべき措置を講ぜねばならない。

勿論軍需資材の必要缺くべからざるものは、歐洲戰爭の勃發當時からその入手難が豫想されたので、出来るだけ入手に努め、現在相當のストックはある。しかしそれで満足すべきでないことは勿論であつて、物動計畫の改訂と生産力擴充計畫の合理的再編成が何よりも急務である。

今後の物動計畫の實施に當つては、一方に於て貿易計畫に再検討を加へ、輸入先の轉換を圖り、中南米や佛印、蘭印等からの供給獲得に努め、更に盟邦獨伊兩國との經濟提携による貿易の促進など、貿易政策の一大轉換を斷行しなければならぬ。と同時に他面、重要國防資源の東亞共榮圈内、殊に日滿支の圈内に於ける自給力の急速な擴充のため徹底した方策を斷行して、新事態に對處せねばならない。

従つて生産力擴充計畫なども一層重點主義を強化し、不要不急事業を整理し、産業經濟の再編成を斷行することが必然の要請となつて来る。これに伴つて國民の職業の分野にも全般的な再編成が必要となつてくる。勿論これまでにも物動計畫の實施と生産力擴充計畫の進展に伴つて轉失業對策を講じてはきたが、今日要請されてゐる産業再編成に對應するためには、もつと大規模な、もつと積極的な國民勞務の活用、再編成を行はなくてはならない。國民勞務の再編成こそ刻下の急務である。外交轉換に伴つて、對英米關係が最悪の場合に立至つ

ても、毅然としてこれに對處するためには、以上に述べたやうに、貿易政策の轉換、事業の徹底的整理、大規模な轉失業對策など、産業經濟の全般に亘る再編成を一日も早く行はねばならない。そのためには國家總動員法の全面的發動を斷行し、各般の統制を更に強化徹底して、國家總動員態勢を強化せねばならぬのである。

政府は既に、國民徵用、從業者移動防止、土地家屋その他一般物資の價格の統制、地代、家賃、資金及び給與の統制、資金運用及び會社經理の統制に關する十二勅令案の準備を了し、既に總動員會議の審議を経て、目下制定公布の手續中である。

その内容はわが國の總動員態勢を高度國防國家の完成に向けて全面的に強化したものであり、殊に會社經理に關する統制の強化と銀行に對する資金運用の命令に關する勅令は戰時經濟體制の劃期的な進展といふべきである。

各勅令の詳しい解説は公布後に讓つて、こゝに簡單にその要點を紹介することにしよう。

### 價格等統制令の改正

價格停止令は昨年十月二十日から實施され、今日までに公定價格又は協定價格の設定されたもの實に二萬以上にとつてゐるが、何しろ商品の種類は非常に多いのでなほ相當のものが残つてゐる。そこで價格停止の期限は更に一ヶ年延長する。即ち本年の十月二十日以後も昨年九月十八日の價格以上に引上げることができないのである。その他この一ヶ年間の實施の成績に鑑みて次の諸點を改正した。

一、九・一八價格の判定が困難な場合に、従來は賣主からの申請によつて地方長官が九・一八價格を指示してゐたが、これが法律上の九・一八價格であるかどうかといふ疑義があつたので、これを改めて主務大臣が指示をすることにこの疑義を解消した。

一、特殊の機械類、例へば高壓ボイラー、蒸氣タービン、製鐵用機械類などのやうに一品毎に個性の強い商品には一品毎の公定價格を認めることにし、この場合には

取引に先だつて必ず販賣價格について主務大臣の認可を受けねばならぬこととした。この認可を受けた販賣價格が一品毎の公定價格となるのである。

一、従來の規定では取引所で取引される物品の價格はすべて九・一八の價格停止令の適用除外となつてゐたが、雜穀、肥料など取引所の取引價格が自由なため、やゝもすれば弊害を生じたので、この點を改正し、有價證券、生絲、繭、棉花、綿絲以外のものには本令を適用することにした。

一、従來は支那向の輸出價格にも停止令が適用されてゐたが、今度東亞輸出入組合聯合會が出来て一元的に輸出入の統制を行ふことになつたので、圓紙幣回收の目的もあり、支那向輸出入價格には九・一八の停止價格を適用しないことになつた。

### 土地建物價格統制令

土地建物などの價格は九月十八日に於ける價格といつてもその決定方法がないので、いはゆるストップの規

定から除外されてゐたが、最近投機的な思惑買が多くなつたので、これを抑制しようといふのが本令の眼目である。

一、昭和十四年九月十八日以後に建築した建物であつて現に自分が使用したり他人に貸してゐたりする建物は、その建築費に登記の費用、不動産取得税、同附加税その他受益者負擔金等の公租公課を加算した額以上に引上げることを禁止する。新築後使用せずそのまま建築する建物についてはある程度の利潤を認める。

一、昨年の九月十八日以後に賣買その他の有償行為によつて取得した宅地又は建物は、その買った値段に前記の公租公課を加へた額以上には賣買出来ない。

以上の引上禁止は原則であつて、縁故で安く買った土地を賣る場合とか、増築改築をした建物を賣る場合などには、地方長官の許可を受ければ額の値上を認められる。

一、以上の價格の判定が困難な場合、例へば一定の價格で買つた土地を分筆して賣るやうな場合には地方長官

の認可を受けねばならない。また減額すべき事由が生じたやうな場合、例へば無擔保の土地を買つてこれを擔保に金を借りた土地を賣るやうな場合にも地方長官の認可を受けねばならない。即ち價格の判定が困難といふことから不當な値段で賣買されることはなくなるわけである。

一、土地分譲をする場合にはその價格について地方長官の認可を受けねばならない。九・一八以前に取得した土地であつても認可を要するのである。宅地以外の土地を宅地とする目的で分譲する場合にも地方長官の認可を要する。

### 地代家賃統制令

昨年十月二十日の地代家賃統制令が、来る十月十九日で效力を失ふが、これらの統制は今後も引續いて行ふ必要があるので、現行の勅令を全面的に改正して統制の方式を定めたその要點は

一、現在の地代家賃は原則として据置、但しそれが一般

のものとして較べて不當に高い時には地方長官が値下を命

ずることができる。また増築、改築をしたなど一定の事由がある場合には地方長官の許可を受ければ値上げもできる。

一、今後の新しい土地家賃、例へば田畑を潰して宅地にした場合、新築の借家、自用の宅地建物を新たに借地借家にした場合などは、一應當事者の定めた地代家賃を基準とするが、この今後新たに生ずる地代家賃については厚生大臣が適正標準を定め、これを標準として不當に高いものには地方長官が値下を命ずる。この適正標準は全國一本に定めず厚生大臣の定める範圍内で地方長官が地方の實情に應じて適當に定め得る。

（その標準は、概ね地代は土地資本の四分二厘に相當する額、但し地方の實情に應じ三分乃至六分まで増減し得る。家賃は建築費（借作費、水道ガス、電燈等の敷設費を含む）に標準乗率一分二厘を乗じたものを基準とし、これに地代、火災保険料相當額を加へて適正家賃とする。但しアパート、下宿屋、共同住宅等は標準乗率一分五厘とし、これに電燈料、水道費等を加へて

決定する。

### 會社經理統制令

現在總動員法第十一條に基く勅令としては、昨年四月十日から施行された「會社利益配當及資金融通令」と、昨年十月二十日から施行されたサラリーストップの「會社職員給與臨時措置令」の兩勅令があるが、利益配當の制限方法を更に合理化し、經費支出、資金運用その他の指導監督を更に徹底強化する必要がある、また給與についてもその適正化を圖る必要がある、これを改正したのが本令である。内容の詳細は後掲の解説を讀んでいただきたい。

### 賃金統制令

現在賃金統制のためには、國家總動員法第六條に基づいて賃金統制令と賃金臨時措置令（九・一八停止令）が制定されてゐる。賃金統制令は工場鑛山にだけ適用され、現に未経験労働者の初給賃金はこれによつてゐる。賃金臨



時措置令は賃金昂騰抑制の應急措置で、この十月十九日  
で満期となるから、この機会に兩令を一本に統合し、賃  
金昂騰の抑制を圖ると同時に、時局下に於ける勞務者の  
生活の安定、勞務需給の円滑を圖らうとするものであ  
る。その要點は左の通りである。

- 一、現行の賃金統制令は工場鑛山に限られてゐるが、廣  
く商品の生産配給に關係ある各種産業に適用すること  
に範圍を擴張する。
- 一、雇傭者は賃金規則を作つて地方長官に報告し、この  
規則に基づいて賃金を支拂はねばならない。賃金の計  
算方法と支拂方法を明確にして紛争を豫防すると同時  
に行政的の監督を容易ならしめようといふのである。
- 一、過度の勞働に驅り立てるやうな賃金形態は制限する  
必要があるので、厚生大臣は賃金の算定方法、手當の  
給與條件その他の賃金形態について、必要な命令を發  
し得ることになる。
- 一、現行の賃金統制令でも未経験勞働者の初給賃金の最  
低額を定めることになつてをり、現在二十歳未満の者

について定めてゐるが、二十歳以上の者及び未経験勞  
働者のみならず、経験勞働者についても最低賃金を定  
め得ることにする。

- 一、日傭勞働者の最高賃金を定める。これは大體に於て  
九・一八を恒久化したものである。現在公定されてゐ  
る工場鑛山の未経験勞働者の初給賃金の最高額は今後  
も引續き採用すると同時に、未経験勞働者以外の勞働  
者の最高初給賃金も公定することになる。
- 一、勞働者の個々の賃金を抑へる事にしても一般賃金水  
準の昂騰を抑制することは出来ないから、賃金總額も制  
限する。一定期間に勞務者に對して支拂ふ賃金を總就  
業時間に割當てた額、即ち平均時間割賃金が、行政官  
廳の定めたものを超過する場合には、事業主は豫め地  
方長官の認可を受けねばならない。
- 一、手當、實物給與、賞與、臨時の給與なども統制す  
る。賞與、臨時給與には一定の基準を定め、それ  
を超える場合には地方長官の許可を受けることにな  
る。

- 一、高額賃金を受ける者には、場合によつては公債支給、  
強制貯金などを命じ得るやう、賃金支拂の方法につい  
て命令をなし得る途を開いた。
- 一、協定賃金の制度を認め、更に命令によつてアウトサ  
イダーにも協定賃金を適用し得るやうにする。

### 船員給與統制令

船員の給與も、九・一八の賃金停止令と會社職員給與臨  
時措置令によつて停止されてゐるが、何れも十月十九日  
で失効となるので、その後の船員給與を本令によつて統  
制しようといふのである。

### 銀行等資金運用令

現在國家總動員法第十一條後段に基づく命令として  
は、「會社利益配當及資金融通令」の第十二條以下に日本  
興業銀行に對する資金の融通等の命令に關する規定があ  
る。最近の金融界の情勢を見ると金融機關の有する資金  
を出來るだけ計畫的且つ效果的に運用する必要が増大し

てゐるので、その運用の調整に一步を進めて、右の諸規  
定にこれら資金運用の調整上必要な諸規定を包含させ、  
單一の勅令としたのが本令である。その内容は次の三項  
に分れる。

- 一、金融機關の資金運用計畫を資金統制計畫に適應させ  
るため、必要がある場合にはこれに適當な調整を加へ得  
ることとしたこと。
- 一、金融機關のいはゆる運轉資金その他の流動資金の貸  
出に對し適當な調整を加へ、投機、思惑、買溜などの  
不健全な資金の貸出を抑制し、事業の運営上必要な資  
金をできるだけ潤澤に供給しようとしたこと。
- 一、資金融通の命令を發し得る範圍を擴張したこと。

### 國民徵用令の改正

一、現行の徵用令では、國民能力申告令によつて登録義  
務のある百三十四種の技能者に限つて徵用をなし得る  
ことになつてゐるが、これを「軍事上特に必要ある場合  
には要申告者以外の者も徵用し得る」ことに改める。

つまり一般国民にも徴用令が適用し得ることになるのである。

一、また従来の徴用は國の行ふ總動員業務に従事させるためにのみ徴用し得ることになってゐたが、この範圍を擴張して政府の管理する(民間の)工場事業場の總動員業務のためにも徴用し得ることになる。

### 國民職業能力申告令の改正

一、職業能力申告令改正の要點は、登録範圍の擴張に伴ふ登録手續の簡易化である。

### 従業者移動防止令

昨年三月制定された従業者雇入れ制限令は、工場、鑛山に於ける技術者と一部經驗職工の雇入れをある程度制限し、これ等従業者の移動を極力抑制して來たが、最近本令の制限外の職工、鑛夫等の移動が著るしくなつて來たので、従来の雇入れ制限令を全面的に改正強化して、従業者移動防止令とした。

現行の雇入れ制限令と異なる主な點は

一、従来の雇入れ制限令では年齢十六歳以上五十歳未満の男子を制限の對象としてゐるが、これを十四歳以上六十歳未満と範圍を擴張する。

一、従來は一つの工場に引續き三ヶ月以上雇附され、且つ比較的熟練を要する一定の職業に従事する者だけを制限の對象としてゐたが、その範圍を擴張して、重要な事業に一ヶ月以上就業してゐる勞務者は、従事する職業の如何を問はず、その全部を制限の對象とする。

一、學校卒業者以外の勞務者が「前歴者」として本令の適用を受ける期間を、一ケ年に延長する。

一、現在の雇入れ制限令では従業者を雇入れることだけを制限してゐるが、従業者に對し雇入れを勧誘することも禁止することにした。また他人の雇入るべき従業者を勧誘することも禁止されるから、従業者を募集した後事業主に周旋することも出来なくなる。

一、事業主が人を雇入れる場合には、指定従業者である

かないかを確認せねばならぬ義務を課せられる。従つて今後は指定従業者であることを知らずに雇入れたとはいへないことになる。

一、また指定従業者は他の工場事業場に雇入れられる場合に、前歴を雇入主を通じて職業紹介所長に報告すべき義務を課せられる。従つて前歴を偽つて雇入れられることも出来ないことになるわけである。

一、また脱法行為を防ぐために、勞務供給契約による指定従業者の雇入れも禁止される。

一、地方長官は従業者の移動を防止するため必要ありと認められた時は、指定従業者のみならず一般勞務者の雇入れについて必要な命令を發し得ることになる。これによつて、工場新設等による一時に多數の従業者の移動を防止しようといふのである。

### 船員使用等統制令

一般的な勞務資源の枯渇と船腹の擴充によつて、船員の不足の傾向があるので、現在の船員と新らしく船員

の資格を得たものを適正に配置し、更に船員の移動を防止しようとするものである。そのために逓信大臣は船舶の乗組員の數を制限し、また船舶所有者又はその組合に對して豫備員の數の制限を命ずることができる。また船舶所有者に對してその備つてゐる船員を期間を限つて、他の船主に使用させることを命じ得る。商船學校などの卒業生を備ふ場合にはその數について逓信大臣の許可を受けなくてはならぬことになる。

移動防止については、船員を船員以外の職業に勧誘することは出来なくなり、もしこれに反して船員を備つた場合には解雇を命ずることができる。また船員を解雇する場合には管海官廳の許可を要することになる。

### 船員徴用令

船員募集によつて必要な數の船員を得られない場合に海技免狀を有つてゐる者と船を下りて三年にならぬ者を船員として徴用し得るやうにしたのが本令がある。徴用の方法は全體國民徴用の場合と同一である。

# 會社經理統制令について

大 藏 省

國家總動員法第十一條に基づく會社經理統制令は、先ごろ總動員審議會の議を経ていよいよ十月二十日から施行される。

國家總動員法第十一條に基づく勅令としては、既に昨年四月十日より「會社利益配當及資金融通令」が施行されてをり、また昨年十月二十日からは「會社職員給与臨時措置令」が物價の一般的昂騰を抑壓するための應急的措置として一年の有効期間を以て施行されてゐるのであるが、今回の會社經理統制令は右の二勅令を改廢統合して、これに資金運用經理検査等の規定を加へたものである。

會社企業が今日の國民經濟に於て最も重要な地位を占めてゐることは、いまさら言ふまでもない。そして、わが國の人的、物的資源を國民經濟のために動員するこ

とは、主として會社企業を通じて行はれてをり、また他面に於て會社は資本の供給者、企業者その他の従業者等國民の重要な部分に對して其の所得の源泉となつてゐる。従つて會社企業の經營の適正を圖することは、會社そのものの利益のために必要なばかりでなく、國家の全體目的達成のために不可缺の要件であると言はなければならぬ。即ち會社企業は、それを通じて人的、物的資源の活用が行はれ、又それを通じて適正な所得の分配が行はるべき機構であつて、會社は本來かくの如き責務を分擔することを以てその存在の條件とするものである。

わが國民經濟を高度國防國家の建設に順應するやうに規制し編成することが、わが國にとつて喫緊の要務であることは今さら言ふまでもないが、この目的を達成す

るためには會社經理の適正を圖ることが最も重要な要件の一つである。

以上の如き理由により現行の二勅令に再検討を加へ、「會社利益配當及資金融通令」に關しては利益配當制限方法の合理化、經費支出、資金運用その他經理の指導監督の徹底並びに強化を主眼として改正を爲し、「會社職員給与臨時措置令」に關しては給与の適正化、購買力の膨脹抑制及び商品原價の昂騰防止を主眼として改正を施し、以て會社が國家、國民經濟の中に於て占める職分に鑑み、會社の經理をしてその使命の遂行に一層良く適合させる目的で今度の「會社經理統制令」を制定したのである。なほ、現行の「會社利益配當及資金融通令」の中資金融通に關する部分は「銀行等資金運用令」といふ別個の勅令となつてゐる。

以下、その内容について簡単に紹介する。

## 總 則

先づ此の勅令の冒頭には、會社は國家目的達成のため

に國民經濟に課せられたる責任を分擔することを以て經營の本義とすべきことを掲げ、會社は營利至上主義の觀念を棄て、あく迄も公益優先の考へを以て經營に當るべき旨を規定してゐる。

## 利益配當の制限

會社の利益配當の統制については、大體現行法と同様の建前をとつてゐるが、次の點は現行法と異なるものとして注意を要する。

- (1) 現行法に於ては、原則として昭和十三年十一月三十日以前一年以内に最終に決定した利益配當の率を以て基準配當率としてゐるが、この考へ方を改め、直前事業年度の配當率を基準とすることとしたこと
- (2) 新たに自己資本といふ觀念を採用したこと、即ち自己資本に對し年百分の八を超える利益配當をしようとするときは許可が要することと共に、自己資本に對し年百分の五までの利益配當は自由としたこと
- (3) 經理の實情に照らし必要ありと認めるときには、將來の配當率につき適當なる率を指定し得ること

即ち改正法に於ける利益配當に關する規定を要約すると、第一に年六分又は自己資本に對し年百分の五までの配當は自由である。第二に原則としては現行法の通り一割に達するまでは年一分づゝの増配は自由である。但したとへ一割以下であつても積立金の少いために自己資本に對し年百分の八を超える場合には一分づゝの増配は爲し得ないこととなる。次に、第三には、自己資本に對し年百分の八を超えるが如き高率配當を爲す場合は、毎期許可を受けることを要し、これ等高率の配當は運用の方針として漸次引下げられることとなる。(自己資本に對し年百分の八は拂込資本と積立金の割合を四對一とすれば配當率一割に相當することとなる。統計について見ると拂込資本と積立金の割合は平均大體四對一乃至五對一に於るである。)第四には、會社の利益から見て配當金が過大なりと認められる場合、會社の資金の必要から考へ自己資金を蓄積することが必要なりと認められる場合等には、將來の配當率につき適當と認める率を指定することができ

#### 役員及び社員と給與の統制

こゝに自己資本の大體の觀念について一言附け加へておきたいと思ふ。自己資本とは拂込資本及び積立金(會社が利益金處分等により留保した金額をいふ)の合計金額から繰越欠損金その他を控除したものであつて、前期繰越益金を含みいはゆる秘密留保及び當期の益金等は包含しない。なほ多額の償却を爲した會社が利益配當に關し不利益となることを救ふために、課税上いはゆる否認された金額は、これを自己資本に加算し得ることとする。ととも、他面、償却過少なりと認めらるるもの等については、一定額を自己資本の計算に算入せしめざることを得るやうにする豫定である。

なほ積立金に關し主務大臣は會社収益の狀況その他經理の實情に照らし必要ありと認めるときは、會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ、又その運用方法として國債を保有せしむる等必要な命令を爲し得る旨の規定がある。

役員、社員の給與に關しては其の適正化を圖ること、

インフレーション防止の見地から現金所得を規正すること、及び物價政策に應じ一定額以上は經費として經理せしめざることによつて商品原價の騰貴を抑制すること等に留意し、また給與令施行一年間の實績をも參照して改正を圖つたことは冒頭に述べた通りである。

#### 一、役員給與

先づ役員いはゆる重役の給與は、(イ)報酬 (ロ)賞與 (ハ)退職金 (ニ)臨時給與 (ホ)雑給與に分けて統制することになつてゐる。即ち

(イ)報酬  
役員報酬は原則として會社の役員全體につき直前の事業年度に於て支給した報酬の合計金額を基準とし、これを超えて支出する場合は許可を受ける必要がある。現行法は役別に最高限度を定める準則主義に依つてゐるのであるが、改正法は總額を抑へ仕事の分量を標準として考へることとした。従つて會社が役員を増加することは自由であるが、仕事の分量の増えぬ場合には報酬は

原則として増額されない。

(ロ)賞與

役員賞與は報告書を基礎とした統計を參照して、拂込資本金の額に應じ、一定割合を賞與率として法定し、これをその期の純益金に乗じたものを以て法定賞與額と名づけ、これを基準とすることを建前とした。たゞ、前期の賞與額が此の法定賞與額よりも少ない場合には前期賞與額の二割増とし、一足跳に法定賞與額までを支給することは出来ないこととなつてゐる。

賞與の基準となる純益金とは、いはゆる償却後にして税金を支拂はぬ前の益金とし、また經常的ならざる利益の中特定のものはこれを除くこととなる見込である。

(ハ)退職金

次に退職金については、現行法は準則主義により準則のないものについてはこれを臨時の給與として取扱つてゐるが、改正法では一定の限度を超えない場合又は主務大臣の許可を受けた準則により支給する場合は、許可を受けることを要しないこととした。

(ニ) 臨時の給與

また臨時の給與に關しては、現行法に於ては全部又は大部分に對し支給する場合、しかも一定の限度を超える場合に許可を受けることを要することとしてゐるが、改正法では役員については總て許可を受けることを要することとした。

(ホ) 雜給與

次に以上に説明した以外の給與、例へば在勤手當、社宅手當等は「雜給與」として準則主義に依らせる。

二、社員の給與

次に社員の給與は(イ)基本給料(ロ)特殊の手當(ハ)賞與及び一般的手當(ニ)退職金(ホ)臨時の給與に分けて統制する。

(イ) 基本給料

先づ基本給料に關しては適正と認められる初任給及び昇給の標準を法定することとした。

即ち初任給については學歷別及び職務系統別に法定し、轉職者に對しては前職の基本給料に一定割合を加へ

た金額又は一定金額に學校卒業後の年數を乗じた金額を以て限度とする。

初任給は例へば事務系統についていへば、大學卒業者七五圓、専門學校卒業者六〇圓、中學校卒業者四二圓となる見込である。

また昇給率は基本給料の年七%程度を毎年の昇給合計金額とし、その範圍内に於て抜擢等は會社の自由とする。

なほ、現在不當に低い基本給料を支給する場合は、そのまゝこれに對し適正昇給率を適用することは不當であるから、基本給料を適正なる水準に引上げるための昇給は許可する方針である。

(ロ) 特殊の手當

次に在勤手當、危険手當、居殘手當、食事手當等の特殊の手當はすべて準則主義によらねばならない。

なほ特殊の手當の一として一定額の家族手當を命令を以て定め之を準則により支給することを認めることとした。即ちこの家族手當は次に述べる一般的手當には算入しないのである。

(ハ) 賞與及び一般的手當

現行法では手當は準則主義、賞與は前年同期と同率といふことにしてゐるが、改正案では賞與及び前述の特殊の手當以外の一般的手當、即ち例へば期末手當、物價手當等の手當はこれを合算して、一年につき基本給料の九ヶ月分を超える場合は原則として許可を要することとなる見込である。但し國債等で支給するなど、命令に定める方法により一定の範圍内に於て支給する場合及び特に許可を受けた場合はこの限度を超えても差支へない。しかしこの場合には其の限度を超えた金額については、會社はこれを經費として經理することを得ず、従つて商品の原價には算入されないであつて、またこの超過額は利益金として課税の對象となることとなる。なほ基本給料が低く賞與又は手當の多い會社は適宜賞與又は手當の一部を基本給料に組替へさせる方針である。

(ニ) 退職金

社員の退職金は、すべて準則主義によることとする。

(ホ) 臨時の給與

最後に臨時の給與に關しては、社員の全部又は大部分に對し、時期を同じくして支給する場合は許可を受けることを要する。

なほ、役員又は社員の給與及びその支給方法の適正を圖るために、必要がある場合には會社に對し、役員又は社員の給與の金額又は支拂方法に關し必要な命令を爲し得る旨の規定がある。

經費及び資金

次に經費及び資金に關する規定について説明しよう。先づ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、寄附金、福利施設費、研究費等は、毎事業年度會社から支出の豫定額を報告させ、これに對して必要な統制を加へ得ることとした。

また利益處分に關する統制の強化に伴ひ、會社の經費の支出を一層適正ならしめることが是非とも肝要であるので、會社に對し經費支出に關し必要な命令を爲し得る旨の規定を設けた。

なほ、償却に關し會社一般に對し一定標準による固定資産の償却を命じ得る旨の規定があるが、償却標準等に關し充分に考究する必要があるので、施行を遅らせることになつてゐる。

會社經理統制令には一定の限度を超える有價證券の取得または處分、特許權、營業權等はゆる無體財産權の取得または處分、資金の貸付または借入につき統制を加へる規定があるが、これは實質上は現行の臨時資金調整法の補充的の規定である。

即ち金融機關、有價證券業者等を除く一般事業会社につき株式の取得處分を統制することとなつてゐる。即ち事業會社が相當多額の株式を取得しまたは處分する場合、特定の會社の三分の一以上の株式を取得して、その會社の支配權を取得する場合、子會社が親會社の株式を取得する場合等につき規正を爲すこととなる筈である。また、一定金額以上の特許權、營業權または漁業權の取得處分を許可制にした。

なほ、事業會社について一定額以上の資金の貸付又は

借入を許可制になし得る旨の規定であるが、これは「銀行等資金運用令」による金融機關よりの流動資金の統制と相俟ち、事業會社の金融機關以外よりの新規借入又は貸付につき一定額以上を許可制にするものである。なほ特定の會社につき主務大臣が其の會社の營業規模等に照らし借入金の限度を定め得る旨の規定がある。

次に會社の經理を適正ならしめるため必要がある場合には、會社に對し餘裕資金の運用に關し必要な制限を爲し得る旨の規定があり、例へば會社に餘裕金のある場合にこれを以て國債等を買入れるべきことを命じ得ることになつてゐる。

#### 經理検査その他

經理検査に關しては先づ會社に對し報告を徴し又臨検査を爲し得る旨の規定があり、これは現行法にもある例文であるが、今後は特にこの經理検査は一層徹底せしめて行くこととなる。

また、會社に對し法定準則による財産目録、貸借對照

表、損益計算書及び原價計算書の作成を命じ、又必要な場合には勘定科目及び帳簿組織の様式を指定し得ることとなつてゐるが、これ等の規定は施行を後らせ充分に研究することとした。

なほ、會社を指定して決算に關し監査を受くべき旨を命じ得る。そして、決算に關し監査を受くべき命令を受けた會社は當該官吏の監査を受けた後でなければ利益金の處分を爲し得ない。

最後に本令による許可、指定、命令等の處分にして事業の重要なものは「會社經理審査委員會」の議を経べきものとなつてゐる。即ち現行の「會社利益配當令」に於ては「利益配當審査委員會」、「會社職員給与臨時措置令」に於ては「職員給与臨時措置調査委員會」を置き、認可、許可等の事業を迅速圓滑に處理してゐるのであるが、この「會社經理審査委員會」はこれに代るものである。

なほ、前述の有價證券の取得又は處分等に關する規定は、臨時資金調整法の補充的規定であるので、資金調整の審査方針との調和を圖るためにこの規定による處分

は臨時資金審査委員會の議を経べきものとした。

以上を以て會社經理統制令の概略を説明したが、本令は十月二十日から實施される關係上、その直後に總會を開く會社も利益配當、役員賞與等に關し本令の適用を受けることになることになるが、この場合には日取等の關係上本令の許可を條件にして總會の決議を爲すことも已むを得ないと思ふ。

配當を制限し、給与を統制し、經費の支出を適正ならしめるのも、結局は現下の重大時局を乗り切つて國運の伸張を圖らんがためである。この精神が高揚されてこそ本令の運用も圓滑に行はれるのである。たゞ本令の規定するところは、既存の企業運営の慣習に對し重大なる影響を與へる點も多いのであるから、本令の施行に當つては會社經營の現狀に對し、急激な變動を與へて企業の萎縮沈滞を招くことなきやう充分留意する考へであるが、國民各位も本令の目的をよよく理解され、その圓滑な施行に協力されんことを望んでやまない。

# 平安神宮西本殿竝に 近江神宮の御鎮座祭

内務省神社局

本年は紀元二千六百年の佳き歳に當るので、これを光輝ある機會として新殿を造營し、莊嚴なる御遷座祭を執り行はれたものは相當多數にあるが、最近には、平安神宮に於て孝明天皇を、近江神宮に於て天智天皇を、各、その御祭神として奉齋する御鎮座祭が行はれる。

平安神宮は今回新たに御創建になつたのではなく、平安京を創置あらせられた桓武天皇を御祭神に仰ぎ、奠都一千百年記念大祭を機會に、明治二十八年を以て鎮座せられたのであるが、今度御模様が申上げ、桓武天皇を東本殿に奉祀し、別に西本殿を設けて、新たに孝明天皇を奉祀することとなつたのである。

御動搖もあらせられず、悠然として在りましたとの御事であつて、いかなる難局に立たせられても物に動ぜさせ給はぬ御態度が、延いては國民の覺悟を強め、氣魄を高め、遂に上下一致協力して非常の時局を凌ぎ通すことを得たのである。

一千餘年の光輝ある歴史を有する京都が兵火を免かれ、強大なる外力の侵迫に對してわが日本が微動だもしなかつたについては、日本國民たるもの永久に孝明天皇の御稜威を景仰し奉らねばならぬ。

なほ又、天皇は敬神の御念甚だ篤くあらせられ、平素より神宮の御諸儀は勿論、各所の神社の舊儀復興にも大御心を盡させ給うた。また臣民をいたはらせ給ふ仁慈の大御心殊に深くあらせられ、嘉永三年の京都大洪水、安政二年の關東大地震に當つては、いたく御軫念あらせられて、萬民安穩の祈禱を七社に命じさせ給ひ、文久元年物價騰貴の際には、幕府を督して窮民救恤の事を實行せしめられた。このやうに、神を敬ひ民を慈ませ給ふ御聖徳は、誠に惟神の至徳を具へさせ給うた現人神とひたすら尊み仰がれ

孝明天皇が御聖徳高き天皇に坐しました御事は、今更申述べるのも恐れ多い次第であるが、殊に天皇が江戸時代末期、内憂外患交至る時代に御世をしるしめして、深き御軫念の中にも毅然として、國威の發揚、國力の發展を圖らせ給ひ、變轉極まり無かつた時世の基柱とおなり遊ばして、克く正しきを保持し、皇政復古、明治維新の大業の礎を定めさせ給うた偉大なる御行實は、われ／＼臣民の感激に堪へない所である。

元治甲子の兵亂の際には、砲彈がしば／＼御所の上空まで飛來して危険の上もない有様で、廷臣等の恐懼は甚だしく、狼狽の極に達したが、その場合にも、孝明天皇は少し

るのである。

孝明天皇は、平安京最終の天皇に在りますの故を以て、その御神靈を奉齋する神社を京都に奉祀せられたいとの熱望は從來甚だ熾烈なるものがあつたのであるが、昭和十三年五月三日に至つて、

内務省告示第二百四十六號

一 官幣大社平安神宮 京都府京都市左

昭和十三年五月一日右祭神ニ孝明天皇ヲ加ヘ

祭神 桓武天皇 二座ト 仰出サル

昭和十三年五月三日

内務大臣 末次信正

と告示せられ、紀元二千六百年といふ此の光輝ある時に當つて、しかも初めて平安京を開き給ひ、皇國文化の上に劃期的な御業績を遺させられた桓武天皇と、東西相竝んで同じ境域に神鎮まらせ給ふこととなつたのは誠に、忝き次第である。

かくして同年六月二十二日には御假殿の地鎮祭が先づ執行せられ、續いて七月二十一日には同じく上棟祭、十一月五日には清祓式竝びに新殿祭、同六日には遷座祭が執行

せられたが、次いで八日には舊本殿の取解祭があつた後、十一日には本殿地鎮祭が行はれ、翌十四年三月二十四日に至つて本殿木造始祭、十一月四日に上棟祭が盛大に執行せられたのである。

御鎮座祭は十月十九日を以て行はれるが、本年は東京代々木に御鎮座あらせらるる明治神宮の御鎮座二十周年に當り、同神宮でも来る十月三十一日より十一月四日まで特に厳肅なる御祭儀を執行せられるのと相前後して明治天皇の御父帝に在り孝明天皇の御鎮座祭が行はれるのは、誠に意義深き御事と拜せられるのである。

× × × × × × × × × ×

次に近江神宮の御鎮座祭は来る十一月月上旬行はれる豫定である。同神宮は今回新たに創立せられたものであつて、御祭神としては、天智天皇を奉斎すること前述の如くである。天智天皇が中興の聖主であらせられ、その鴻光威烈を萬世の後にまで輝かせ給ふ御事は、全國民のひとしく瞻仰し奉るところであるが、殊に皇極天皇の四年六月十

二日、なほ中大兄皇子と仰せられた御時に、中臣鎌子連と謀を合せて、逆賊蘇我入鹿を誅伐し、天闕を淨めさせ給うたのは、後の大化改新の端緒を開かせ給うたものであつて、爾來孝德天皇・齊明天皇御二代の太子として輔翼の大任を盡させ給ひ、皇祖肇國の御精神を體して之を現實の政治の上に行はせられた。

大化の改新は、就中その最も偉大なる御業績であつて、一部豪族の擅私を制して、名分を正し、國家を肇國惟神の狀態に復させ給うた孝德天皇の御新政は、太子の御獻替に因るもの極めて多いのである。その他なほ天智天皇がその太子時代に力を致させ給うた御事績は、こゝに擧げ盡せないが、それら成果の總べてを更に大成させ給うたのは、御即位以後であらせられる。

即ち外に向つては、汎く對外の國策を調整させ給ひ、内には政治的新體制を完備して、御大政の上に撥刺たる新生命を發現せしめ給うた外、大津御遷都を御斷行あつて人心を一新せしめられ、更には又、冠階の御制定、近江律令の御制定等によつて、時代を秩序づけたまひ、また新

に、いはゆる庚午年籍の制を定めて、後代に戸籍を作る道を開示させ給うたのである。

なほ天智天皇が日本文化史上に残させ給うた御聖業は頗る高大であらせられるが、その概略を申し上げますと、從來輸入された唐宋文化を十分に日本化して、これを現實の國民生活に適應せしめ給うたのである。外來の漏刻器に新工夫を加へて、御親ら創製あらせられたのは太子時代の御事であつたが、御即位あらせられるとともに、それを新黨に置いて、國民に正確なる時の觀念を知らしめ給うたのも御事績の一つであつて、今日に至るまで毎年六月十日を時の記念日として、國民ひとしく御聖業を仰ぎ奉つてゐるのである。

天智天皇奉祀の神社を滋賀縣大津市に創立して御社名を近江神宮とし、御社格を官幣大社に列せらるゝ旨を仰せ出されたのは、平安神宮へ孝明天皇御増祀のことを仰せ出されたのと同じく、昭和十三年五月一日であるが、これを近江神宮と申すのは天皇の御治世六年の三月に都を大和國の

飛鳥から近江國の大津に遷して其處に皇居を置かせ給うた事に發してゐる。

乃ち當時の都たりし大津京に地を撰んで、現在の大津市錦織町南滋賀町を今回官幣大社近江神宮の鎮座地と決定せられたのであつて、地鎮祭が行はれたのは、時の記念日、即ち昭和十三年の六月十日であり、次いで同年十月二十一日には木造始祭が執行せられ、翌昭和十四年五月十日には立柱上棟祭が執行はれ、かくて愈々今回御鎮座祭が行はれることとなつたのである。

今や昭和の御代しるしめす徽聖文武なる 天皇陛下を仰ぎ奉つて、日本國民の總員が敬神報國の精神を大本として緊密に結束し、大政を翼賛し奉らんとする時に當つて、平安神宮と申し、近江神宮と申し、國運の昌隆、文化の發展に、多大の恩顧を垂れさせ給うた天皇を奉齋する神社の造營成り、相踵いで御鎮座祭が舉行せられて、神威の赫耀を仰ぐに至つたのは誠に有難き極みである。





# 金買上規則が制定された

☆この際、みんな金を政府に賣らう☆

わが國は今や世界的に大轉換期に際會し、眞に未曾有の時局に直面してゐるのであつて、先般わが國とその意圖を同じくする獨伊兩國と相提携し、大東亞共榮圈の確立に向つて邁進することとなつたのであるが、この共榮圈の確立は決して一朝一夕にして出來上るものではなく、眞に臥薪嘗膽、忍苦十年の心構を必要とするのである。即ち、大東亞共榮圈の確立のためには、この圈内で國防資材を始め重要物資の劃期的増産

が現實に出來ることが必要なのであつて、これが出來るまでは、從來よりもかへつて更に多額の物資資材を海外から輸入しなければならぬのである。しかるに、最近の第三國に對する輸出はだん／＼窮屈となる虞れがあるのであつて、わが國にとつて、海外からの必要物資輸入資金としての金は、以前に増して重要となつてゐるのである。

幸ひ昨年五月開始した地方廳を中心とする金の集中運動は、國民の芳しくない狀況となつてゐる。昨年七月一日現在で調査した金所有申告者のうち、今日なほ賣却してゐない人が未だ相當多數に及ぶ有様である。金集中運動は全國民が總力を擧げて協力すべきものであることは固より當然であつて、これを不徹底のままに放置することは、國家總力戦の見地から考へてもよいことではないから、その徹底を期するため金委員會の議を経て、十月十日産金法で金買上規則を制定した。

熱誠なる協力によつて極めて良好な成果を擧げたのであるが、本年、殊に四月以降の金集中の成績は左程

## 金買上規則の骨子

この金買上規則の骨子を簡単に説明すると、

その第一は、大藏大臣が必要があると思つたときは何時でも、金即ち金地金及び古金貨幣外國金貨その他の金製品並びに金貨幣を、政府又は日本銀行その他大藏大臣の指定する者に、何日までといういふ手續で賣却すべしと命ずることが出来るのである。たゞ金地金については、金の品位が千分中二百五十(即ち六金以下)のもの、金製品については、國寶及び重要美術品には賣却を命じないことになつてゐる。賣却価格は金地金については、法律上政府の買上価格即ち、純金

ラム當三圓八十五錢、一匁十四圓四十三錢七厘五毛の割合によることになつてゐる。外國金貨その他の金製品もすべて、その物の中に含まれてゐる金の純量(鑑定の方法による場合は鑑定による純量)についてグラム當三圓八十五錢即ち、一匁十四圓四十三錢七厘五毛の割合によつて算出した金額とすることに、去る九月九日の金委員會で決定されてゐる。

要するに、政府から賣却を命ぜられた場合の金の賣却価格はどんなものでも、またどんな場合でも、すべてその中に含まれる金の純量についてグラム當三圓八十五錢の割合で算出した金額である。

第二には、この規定によつて賣却を命ぜられた金製品が工業用、農用

研究用として必要やむを得ないものであるとき、又は美術的、骨董的又は工藝的價值大なるもの、その他特殊なことを適當とし、ないものであるときは、大藏大臣の許可を受ければ賣却しないもよいことになつてゐる。たゞ金製品を日本銀行等に「買戻條件附で賣却すべし」と命ぜられた場合には、この賣却せざることを許可は受け得ない。

こゝで「美術的價值大なるもの」とは、重要美術指定品に準すべきもの、その他美術的價值大なるものを言ひ、「骨董的價值大なるもの」とは骨董品としての市場價值の大なるものを言ひ、また工藝的價值大なるものとは、名工何々の作と言ふやうに工藝的價值の大いものを言ふの

である。このやうなものについて、  
賣却せざることを許可を受けようとするときは、次の事項を誓いた許可申請書を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

- 一 申請者の住所、電話番号、職業及び氏名又は商號
- 二 許可を受けんとする物の種類、数量、個数又は枚数、全量及び推定含有金量並びに買入年月日及び買入額
- 三 許可を受けんとする事由の詳細
- 四 賣却命令書の番號及び到達月日
- 五 その他参考となるべき事項

この許可申請があつた場合には、大蔵大臣は金委員会に諮問した上で許可を決定することになつてゐるのである。  
なほ、この許可申請書を提出した者については、大蔵大臣の許可の決定通知があるまで、又は不許可の決定通知を受けた日から一週間以内は賣却を猶豫されるのである。即ち、許可申請に對して大蔵大臣の許可があれば勿論賣却しなくてもよいのであるが、不許可の決定を受けた場合には、その通知を受けた日から一週間以内に賣却しなければならぬ。

または金使用券を持つてゐる者、或ひは政府の指定を受けた者以外には賣却出来ないことになつてゐるのであるが、今度大判、小判その他の古金貨幣、外國金貨その他の金製品もまた、政府または日本銀行、財団法人戦時物資活用協會或ひは社団法人金銀製品商聯盟に賣る場合の外は、他の人に賣却することも、贈與することも、質入することも出来ず、また、これ以外の者はこれを買入れることが出来ないことになつた。

があれば検査することが出来ることになつたのである。

この規則は昨年三月の議會で改正になつた産金法の規定に基づくのであつて、若しこの規則に違反し、金の賣却命令があつたにもかかわらず賣却しなかつたり、金製品を前に述べた者以外に賣つたりした場合には五千圓以下の罰金に處せられる。またその金の値段の三倍が（例へば、一萬圓と言ふやうに）五千圓を超えるときは、その三倍以下（即ち右の場合には一萬圓以下）の罰金に處せられることがあるから、十分に注意を要する。

### 金の最終的賣却勸奨

この金買上規則は、いつでも必要に

應じて金の強制賣却を命じ得るといふ態勢を整へたものであつて、現に金の賣却を命ずる場合には、いは金の召集令状とも言ふべき大蔵大臣の金賣却命令書が送達されるわけである。

しかし、本来金の集中と言ふやうなことは、國民全體が自發的に協力することが最も望ましいのであるから、この規則を本格的に發動する前に、もう一度全国的に最終的の金の賣却勸奨運動を起したのである。各府縣では、金保有状況調査委員その他の金賣却勸奨委員から金所有者に對して、金賣却勸奨状を配付して、金の賣却を極力勸奨することとなつてゐるが、この金賣却勸奨状には、特定の地區については同一の

金賣却期日が附されてゐるのであつて、この期日までに金を賣却した者は金賣却證明書を、特別のやむを得ない理由から賣却し得ない者は、賣却し得ないことの理由書を提出することになつてゐる。且つこの金賣却期日前適當期間をその地區の「金なき何町建設期間」とも言ふべき金賣却強調期間として、その期間中に金賣却勸奨委員が各戸について、この重大時局に顧みて、金は總て國家に捧げるやうに奨め、都市によつては財団法人戦時物資活用協會が鑑定で即金買上を行ひ、また銀行その他の出張取扱といふやうな便宜を圖ることになつてゐる。

なほ、昨年七月一日の調査期日にちやうど内地に居なかつたり、或ひ

はその後になつて探し出したといふやうな種々の關係から申告してない金を持つてゐる人もあると思はれるので、この申告済の金も、この最終的の金賣却強調期間には是非全部賣却するやうにして貰ひたいと望んでゐる。また金を賣つた代金は、これに國債とか貯蓄債券を買ふといふやうに必ず之を貯蓄するやうにしていた

だきたいのである。持つてゐた金製品は國家に捧げ、その代りに國債等を買へば金報國の記念になるだけでなく、御國に對しては一石二鳥の御奉公となるわけである。

思ふに、金と言ふものは、古來いざといふ時の役に立てるために貯へられてゐたやうである。軍用金、刀の金の銅等、いづれも戦時に際して役

立たしめる爲めのものである。また先祖傳來の家寶も、一家の浮沈に關する變事が起つた場合の用意に代々傳つてゐるものが多いやうである。今日「金」を持つてゐる人の中には、それが記念品であるとか、親の形見であるとか、或ひは先祖傳來の家寶であるからといふやうな理由で賣却を避つてゐる向もあるかと思はれるが、今日は未曾有の重大時局であつて、白金にも黄金にも勝つてこれほど尊

いものはない我が子や我が身の生命さへ、喜んで國家に捧

寫眞週報 十月十六日號

- ☆天皇陛下東京帝國大學に行幸
  - ☆學生生活もこのやうに
  - ☆紀元二千六百年奉祝美術展
  - ☆佛印進駐のアドバルーン廣東による
  - ☆英本土復讐行 一ドイツ製艦の配一
  - ☆常會は新體制の土著石
- 眞物ページ
- △アメリカはどうか動いてゐるか △大政翼賛運動を語る(下)(有野母)
  - △科學と日本人(山本忠義) △今が絶望の金の國庫公 △明るき家(二)
  - (火野葦平) △西條・その他

# 蔣介石の新抗戰財源

外務省情報部

## 米支借款とタングステン

ビルマ・ルート再開の意義

去る九月二十五日アメリカ輸出銀行は「重慶政府に二千五百萬米ドル(邦貨に換算すれば約一億七百萬圓)の借款を與へることとなつた」旨發表し、また同日アメリカの聯邦融資局長官は「今回の借款は、數年に亙り支那側が米國金物貯藏會社へタングステン礦を賣渡すことによつて償却され、タングステン礦の價格は市場の情勢により、そのとき々に決定する。なほ重慶政府はこの借款をもつて外國爲替資金に充當するといつてゐる」と發表したことが、各新聞紙上で報ぜられた。これはいふまでもなく蔣介石の抗戰を援助するものであつて、皇軍の佛印平和進駐や、わが國と蘭印との交渉に對抗牽制を試みようとするものと

して注目すべき行動である。

越えて二十七日に至り日獨伊三國條約が締結せられ、さらに以前から、かくなるであらうと豫想されてゐた雲南・ビルマ公路が再開されることになつた、これについて外務省情報部は十月八日次の如く發表した。

「十月八日午前クレギー英國大使、松岡外務大臣を來訪し本國政府の訓令として、英國政府は來る十月十七日期限満了すべき滇緬公路輸送禁絶に關する日英間取極を更新するの意向なき旨を通達の上辭去せり。

滇緬公路の滇は雲南省の別名、緬はビルマの漢字緬甸の頭文字で、雲南省の昆明からビルマのラシオに至る道路である。この滇緬公路は、去る七月十七日の有田・クレギーの協定成立の結果、その翌日より向ふ三ヶ月間輸送が禁絶



されることになつてゐたのであるが、この輸送禁絶にはアメリカは當初から反對してゐた。佛印の通路を絶たれ、次いでビルマ經山路を塞がれた蔣政権は、海洋との聯絡が全然なくなり非常に窮地に陥つたので、アメリカの袖に縫ひイギリスに百万懇願するなど、あらゆる手を盡してその再開運動をやつてゐたのである。この道路の閉塞により蔣政権は再び海路との聯絡が出来、武器彈藥、飛行機、自動車その他必需品が補給されるものとして有頂天になつて喜んでゐるが、皇軍の佛印進駐はこの歡呼を粉砕するに十分であることを彼等は知らないであらうか。またこの道路は、二千五百萬米ドル借款償却のためのタングステン鑛輸出にも使用しようと重慶政府は考へてゐる。

支那とタングステン

タングステンは周知の如く電球、裝甲板、砲彈、銃砲身などの製造用に供せられる特種鋼を造るために用ひられ、工業特に軍需工業の重要原料である。かゝる重要資源が支那のどの地方に埋藏されてゐるか、どのくらゐの埋藏

量があるか、過去及び現在の採掘ならびに輸出状況如何等についてその概略を書いてみよう。

支那でタングステンを採掘するやうになつたのは前回の世界大戰勃發後のことで、最初に手をつけられたのは河北省の撫寧、遷安の二縣であつた。當初は盜掘によつてその鑛石が天津その他の港から少しづつ輸出されてゐた。同鑛山には、わが中日實業公司ならびに大倉洋行が逸早く着眼し、採掘權獲得の手續を取つてゐたが、北京政府はタングステンの國有を規定した法令を公布したので、その運動は水泡に歸してしまつた。もつとも、この北支のタングステン鑛は大なる發展を見なかつた。その後一九一五年からその翌年にかけて江西、湖南、廣東の三省でタングステンの鑛山が発見され、次いで廣西、福建、雲南の諸省からも採掘されるに至つた。

要するに、前回の世界大戰がタングステンの需要を激増せしめ價格を暴騰せしめた結果、支那産タングステンの登場を誘導したのであつた。

埋藏量と輸出量

支那産タングステンの發達の歴史は比較的新らしいが、江西、廣東、湖南三省省境地方を中心鑛區とし、その埋藏量が豊富であることによつて急激な進出を見るに至り、十三年後の一九二八年には、世界全産額二二、五三四トンの中で八、九一四トンは支那から産出し、その率は實に百分の七十一強の優勢を示すに至つたが、その後は採掘率が低減して一九二九年以後支那事變發生前までの支那産出率は、大體世界總産額の五割を上下してゐたのである。しかし最近十年間の輸出數量及びその價格は次の如き數字を示してゐる。

年次	輸出量(噸)	價格(元)
一九三一	六八〇七	四、七八、三三四
一九三二	二〇、四四〇	一、〇〇、九三、八五五
一九三三	五、四三三	三、四七、九七五
一九三四	四、六三三	六、三二、五三、四九九
一九三五	七、二七	六、九八、一四、四五

一九三六	六、九三九	九、三四、二、六四〇
一九三七	一、六二、五五	四〇、七五、八、五九二
一九三八	一、三三、五七(以下同様)	五〇、四九、二、〇八七
一九三九	一、〇六、八九	四四、六四、九、二二
一九四〇	二、七三、七(至七月)	二二、七三、七、六五

支那におけるタングステン埋藏量については、民國二十二年(一九三三年)に資源委員會が調査したところによれば、江西省七十八萬噸強、湖南省二萬一千噸強、廣東省十四萬九千噸強と計上し合計九十四萬九千噸強になつてゐるが、その調査範圍は極めて狭く、現に廣西、雲南などからも相當量が産出してゐることを考慮に入れて想像すれば、到底百萬噸そこ／＼ではあるまい。なほ九月三十日重慶産のルーター電報は、支那のタングステン年産額は合計一萬六千噸で、その内譯は江西省八千噸、廣東省四千噸、廣西省二千五百噸、湖南省一千二百噸、雲南省一千噸と報じてゐる。従前一萬噸以上を産出した年度は一九一八年の一萬二百噸、一九三七年の一萬六千二百五十六噸及びその以後である。



資源委員会は、増産、品質その他について改善を期する

ため強度の統制を行ひ、湖南、廣東、江西の各産地に錫業管理處(錫はツオルフラムの譯字即ちタングステン)各省産の錫砂は同處において業者から一定の價格で買取り、商人が勝手に輸出することは出来ないやうになつてゐる。業者は數量に應じて税金を納入せなければならぬが、政府は技術上の指導による援助を與へることである。これは採掘方法が原始的で、近年來各國の軍備擴張に伴ひ、タングステンの需要が激増した結果、到る所で掘り易い地點を選び、ひたすら眼前の産量増加を圖るために鑛山は荒され、品質の良いものを掘出すからである。

### 海外への輸出路

支那のタングステン鑛は、前回の大戰當時はアメリカ仕向が大部分を占めてゐたが、一九三二年に至り同國が關稅を引上げ、それがために利益が薄くなつた關係からその後には主として歐洲各國に仕向けられるに至つた。すなはち左表の示す如く一九三三年—一九三七年の輸出先は大いに

變化した。

タングステン輸出數量別表 (單位噸)

國別	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
獨逸	三,五〇〇	一四,八五五	三三,三三三	四八,一五五	七,五〇〇
香港	一,四三三	二,〇三三	二,〇三三	三,〇三三	二,三三三
米國	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三
佛國	二,六九九	五,七七八	三,四九六	三,〇九九	一,〇〇〇
英國	五,五九九	六,四九九	八,七七八	七,九七七	一,六三三
其他	二,〇九九	六,一九九	三,八三三	九,四九九	三,六三三
合計	五,五九九	四七,〇九九	七三,八三三	七三,九九九	二五,一三三

右のうち香港は中繼貿易であるから、その再輸出先を調べて見なければ的確な數字は得られないが、ドイツに大量の錫砂が輸出されたことは今から顧みてなるほどと思はせる。一九三八年以後は輸出の殆んど全部が一先づ香港に輸出せられ、その大部分は當初英、佛、米に仕向けられてゐたが、近來は専ら米國に再輸出せられる、と支那新聞は報じてゐる。

タングステンの輸出港は、元來廣州(廣東)、上海、漢口、九江、長沙、梧州、蒙自などであつたが、皇軍の中支各地

に進出するに及び、その以前に揚子江を経て海外に運送されてゐたものも全部南方に運ばれ、大體において廣州に集まることとなり、廣州陥落後は廣東省の他の港から香港に仕向けられるものと、雲南省及び廣西省から佛印に送られるものとの二つの系統になつたが、海上封鎖が嚴重になるにつれ佛印經山の數量が一層増加し、それが一先づ香港に仕向けられてさらに再輸出せられるものもあれば、また直接米國その他に輸送されるものもあつた。しかるに佛印が封じられ、さらに滇緬公路が不通になつた結果、やむを得なければ、西北ルートによりシベリア經由で米國に運送しようかとも考へて見たが、それでは運賃が高かついて引合はないのでどうしたものかと悩んでゐた際に、いよく近く滇緬ルートが再開されることになつたので非常に喜んでゐるらしい。またイギリスが積極的援助に逆戻りしようとしてゐる點から察して、香港の對岸九龍(二平方マイル強は英領一八六〇年割讓)その附近の陸地島嶼及び海面をも含む三五九平方マイルは租借地を利用して、江西、廣東二省の產品の一部を運び出す案も立ててゐるだらう。何しろ海洋と

の聯絡がなくてはこの上もなく不便だから、曾ては福建、浙江二省の海岸をこつそり利用してゐたが現在のやうに嚴重な封鎖では、香港に極めて近いところを漕る以外は非常に危険である。よつて、例により英國側に従つて先づこの方面を第一候補地域として、いくらかでも出さうとするものと思はれる。

とに角、廣東陥落後の假の省政府所在地韶關から十ヶ所に定期バスを出してゐるところから見ても、非常な冒險ではあるが前記の如きたくらみはあるであらう。

滇緬公路は周知の如く輸送力の貧弱な長い山間道路であり、他の地下潛入的方法では勿論いくらも運べないのに、借款は二千五百萬ドルだが三千萬ドル分のタングステンを送る約束をしたといふのであるから、その目的を達するまでには當然多くの年限を必要とする。昨一九三九年は佛印ルートが使用されたにも拘らず、僅かに一千萬米ドルくらゐしか輸出されてゐないのがこれを證據だててであらう。

### ド・ゴール政權に歸した

### ニュー・カレドニアの近情

太平洋に於ける佛領諸島は、佛本國ベタン政府の勢力が直接に及ばぬため、在英ド・ゴール政權の工作が行はれ、佛本國の降服以來政情の不安を來してゐたが、ニュー・カレドニアに於ては九月十九日、ド・ゴール派に屬する前ニュー・ヘブリデス島知事のソートは突如上陸し、同島首都ヌメアの總督官舎を占領してド・ゴール政權の下にニュー・カレドニア總督に任命された旨を宣言し、ド・ゴールをはじめ憲兵司令官その他政廳側の要人及び憲兵等數十名を監禁してクーデターを行ひ、ニュー・カレドニア島をド・ゴール政權の支配下に置く旨を發表するに至つた。

そして島民の大半は歐洲の情勢に對し正確な認識を缺きソートに引きずられてゐる成行であり、結局、同島はド・ゴール政權の勢力下に歸するものとみられてゐる。

なほソートのクーデターが成功したのは殆んど濠洲政府

の援助によるものと見られてをり、ベタン政府側は夙にヌメアに軍艦を派遣して警戒中であつたにも拘はらず、ソートは濠洲の軍艦に援護されてヌメアに上陸したとも傳へられ、

時あたかも英米間に太平洋に於ける共同行動の折衝が進められてゐることと關聯して、このニュー・カレドニアがド・ゴール政權下に歸したことは極めて注目されてゐる。

これよりさき、六月下旬、ニュー・カレドニア島議會及びヌメア市會は前後してベタン政府と絶縁すべく決議を行つたが、當時のベリシエ總督は主義としてそれに同意したとも傳へられたところ、そのまゝに打過ぎた。

ついで七月二十二日、總督は本島特別議會開會の辭に於て、「民意に従ひ、政治的に英國と行動を共にし、經濟的に濠洲と共に生くる政策を執る」旨を述べ、一見ベタン政府に叛意を表明したが、これは本心でなく一時的便法と見做されたもののこれに對するベタン政府の措置如何が注視されるに至つた。

かくて八月に入り島内政情は急轉し、議會代表委員は同

二日ベリシエ總督に辭職勧告を行ひ、後任としてニュー・ヘブリデス島知事ソートを迎へた旨を表明したのである。

それに對し總督は五日の議會に、「國家の利益及び人民の要望に従ふため島民代表者と共に諸般の問題處理に協力する用意あり」との通告をなし、これにより總督はベタン政府を否認しド・ゴール政權承認ならびに英國依存を明示することとなつた。

一方、英佛共同管理領たるニュー・ヘブリデス島は、英國側の單一統治下に移される等、南太平洋佛領諸島は佛本土から遠距離にあるとともに英米の勢力に近い關係上、次第にベタン政府から離れようとする傾向を強め、ニュー・カレドニア島議會は八月二十九日、態度明瞭ならずして遂にベリシエ總督辭職勧告決議を行ふに至つたが、ベタン政府は島議會の意向を抑へて新たにド・中佐を總督に任命したのである。

かくてド・新總督は、九月二日、「今やフランス殖民地は殆ど全部がベタン將軍に忠誠を示してゐるにもかゝらず、島民は依然として奇怪なる思想に左右されてをり、

こゝに眞の危機が介在する。島民よろしく本官に協力善處せよ」とラヂオを通じて島民に呼びかけた。しかしながら、新總督の斷乎たる方針にも拘はらず島民の過半は、ド・ゴール政權一派に引きずられ、遂に九月十九日のクーデターとなり、ベタン政府を代表するド・ニ總督に代つてド・ゴール政權のソート總督が島政を掌握するに至つたのである。

因みにニュー・カレドニア島は、吾が委任統治領クサイ島の南方一千五百哩の地點に横たはり、濠洲クイーンズランド州、ニュー・ジージランド、フィジ諸島の英領各地の中部に位置してゐる。

わが國との貿易は、近來漸次増加の傾向にあり、次の通りとなつてゐる。

	日本より輸出	日本へ輸入
一九三六年	五〇萬圓	三四萬圓
一九三七年	四四萬圓	九五萬圓
一九三八年	一〇〇萬圓	九五萬圓

在留邦人は附近一帯の諸島をも合して大約一千一百名を算し、山下汽船の七千噸級が毎月一回の直通航路に従事してゐるのである。

増加運動

簡易保険

簡易保険の一月一口増加運動が、いま全国的に展開されてゐます。

ここに簡易保険が戦時下にならぬ役割を勤めてゐるかといふことを述べて、この運動を理解していただく一助とすることにせよ。

戦時下に於ける簡易保険の役割は、戦後國民生活の安定、強化と國民貯蓄としての働きを二つに分けて考へる事ができます。簡易保険が戦後の國民生活の安定強化に如何に大きな力を持つてゐるか、保険金額八十億

圓、契約件数四千三百萬件といふその最近の業績が最も雄辯に物語つてゐます。即ち内地の人口千人について平均五百六十件の契約があるわけであつて、これが物心兩方面からいかに戦後の國民生活の安定に力を持つてゐるかを示すまでもありません。

僅か三年足らずの間に成し遂げたといふことになります。そして、戦後の國民が簡易保険によつて八十億圓の準備財産を持つやうになつたといふことになるのです。

簡易保険はその制度創始以來順調な發展を續け、この十月一日で丁度滿二十四年になりました。だが、殊に事變以來のこの三年間の躍進は、全く驚嘆すべきものがありました。試みに最近の業績を事變勃發前の昭和十二年七月と比較しますと、保険金額で約十割八分、加入件数で五割六分の増加となつてゐます。事變前に二十年もかゝつて蓄へたとして築き上げたものを事變後

進を圖つてゐるばかりでなく、國債の消化、生産力増進、資金等に多額の資金を放出して、戦時經濟の運行に少からぬ貢献をしてゐるのであります。

戰國運動を提唱してきました。

第一、簡易保険は最も大衆的な國策協力の方法です。それに普通の貯蓄とは異ひ、一旦拂込んだ保険料は中途で拂戻せないので、二十年、三十年、終身といふやうに極めて長期の振替貯蓄となります。その上保険料は毎月集金によつて必ず定期的に拂込まねばならないのですから規則的に継続的に貯蓄されることとなります。この貯蓄の持久繼續といふことは、繼續保有(癖)といふことは、國民貯蓄獎勵方針の中でも特に強調されてゐる點です。

かやうに簡易保険は國民貯蓄として非常に優れたものなので、この點に着眼して茨城縣で昨年、全縣に一月一口増加運

動を起しましたが、非常な好成績を収めました。この運動が選

信省以外から提唱されたことは、簡易保険の時局下に於ける價値が正しく認識された結果に

踐運動の一つとして、また紀元二千六百年を記念するにふさはしいものとして、一月一口増加運動を全国的に展開することに、選信局、關係道府縣廳、郵便局、市町村等との合同主催で着

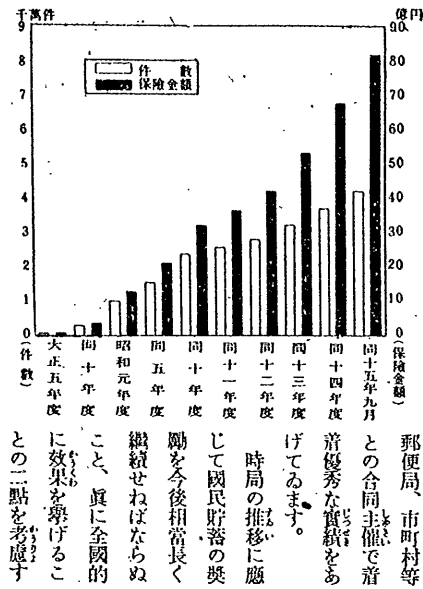
國民大衆に簡易保険の時局下に於ける役割を正しく認識していただく、自發的に加入していただくことと、断じて單なる大衆集運動ではありません。國民貯蓄の強化は結局量の増加を意味しますが、正しい認識の上に立つ貯蓄の實踐でなければ眞の國民の力の表現とはいへません。一月一口増加運動の指標は簡易保険による眞の國民の力を更に強く國民貯蓄の上に表現するところにあります。

外ならないのであつて、國民貯蓄の獎勵上一つの大きな示唆を與へるものといへます。

れば、この運動は本年度を入れて少くとも三年間の繼續事業として完成を圖る決定です。

國民各位がこの運動の指標を十分に認識した上、積極的な協力を與へられんことを切望いたします。

一 選 信 省 一



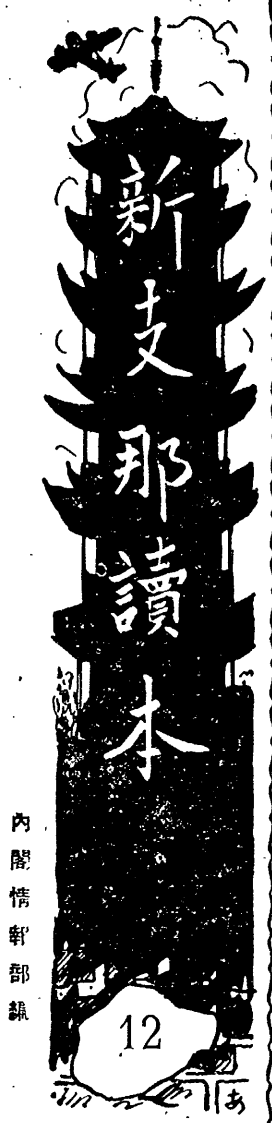


# 農業

はしがき

支那事變もこゝに四年、南は海南島から北は蒙疆まで全支の三分の一は皇軍の占領するところとなつた。この廣漠たる地域には「江浙實らば天下飢えず」と稱せられる江浙、浙江一省の、豊饒なる揚子江沿岸の耕作地帯をも含んでゐるのである。大東亞共榮圏の確立が高唱される今日、その一環としての農業が新たなる觀點から取りあげられ、農業國支那に對する反省が改めてな

れることは、占領地域の農業地帯としての重要性に鑑み意義あることと言はねばならぬ。しかしながら、事變當初は、交戦地域の擴大に伴ふ土地の荒廢、農民の避難流亡による農業勞働力の不足によつて、支那農業の特徴である零細過少農經營の下に於ける農業生産力は著るしく減退し、加ふるに水害等もあり飢饉の怖れさへないではなかつた。しかし次第に治安が回復するに伴ひ、かやうな困難も若々克服され、今や新政府下、わが大陸政策發展の線



内閣情報部編

12

に沿つて、老大な數に上る支那農民に確固たる新秩序を與へる目標の下に、農村の復興、生活の安定が確立されつゝあり、また農業富源も開發せられつゝあるのである。來るべき新時代に於ても、この巨億の農民が新支那國家の根幹をなすものである以上、農業政策の確固たる遂行こそ東亞新秩序の建設にとつて喫緊事なのである。まづ支那農業の構造と特質を一瞥しよう。

## 支那農業の特質

支那農業の特質は (一)原則として物納制に表現される半封建的な高率地代 (二)零細過少農經營 (三)農業生産力の低位 (四)農村高利貸の跳梁 (五)自然的惡條件に對する技術的克服の不完全等である。かゝる特質の起つた原因は、支那が完全に歐米列強の商品市場と化し、自らの正常な工業の發展が阻礙され、従つて、農業人口が依然として農村へ停滞するか、或ひは都市に出ても、ルンペンの苦力といふ新しい勞働力と化さざるを得なかつたこと、及びかくしてその農業

生産關係は遂に封建的色彩を拭ひ去ることが出来なかつたことに存するのである。特に舊蔣政權が歐米列強の走狗と化し、地方土豪劣紳高利貸と結託し、何等積極的な農業政策を行ふことなく、農民の搾取、疲弊の上に存在してゐたことによるのである。左に經營面積別農家百分率を示し、支那農業が如何に零細な規模の上にあるかを明らかにしよう。

經營面積別農家百分率			
經營面積別	北方十四省 (四四七縣)	南方十四省 (四四四縣)	全國
五畝未満	27.1%	25.7%	26.4%
五—一〇	21.5%	23.8%	22.6%
一〇—一五	16.8%	17.6%	17.2%
一五—二〇	13.1%	13.4%	13.3%
二〇—三〇	10.0%	10.0%	10.0%
三〇—四〇	6.1%	6.1%	6.1%
四〇—五〇	3.7%	3.7%	3.7%
五〇—一〇〇	1.4%	1.4%	1.4%
一〇〇畝以上	0.5%	0.5%	0.5%

註：一畝—六・二九五二日木畝 民國二十五年中國經濟年鑑による。



なほ農家一戸當り耕地面積は蒙疆及び邊疆地方を別とすれば、北中南支十七省では、最高は山西省の三二〇畝、最低は湖南省の二二畝、平均して一八畝である。勿論収益の多い水田耕作と多毛作の行はれる南方諸省と、早地農業を主とする北方諸省とを同一に論ずることは出来ないが、普通支那で農民一家族を養ふに必要な最少限度の耕地面積は、大體二〇畝前後と稱せられることを考へただけでも極めて零細な規模と言はねばならぬ。なほ前表に明らかなやうに、極めて小規模な耕作面積しか有たない零細農と農業雇傭労働者が、南北を通じて壓倒的多數を占めてゐるが、これが支那農村人口の大部分を占める、いはゆる農民大衆であり、窮迫と惨憺な農業經營にかかはらず、その國家社會の存立の上に有する意義は非常に重大である。

小作料は、分益制が最も多く、穀納制がこれにつき、金納制は對收穫高に換算すれば三割乃至四割と見られ、最も少い。

右に示したのは正規の小作料であり、これには更に押租、副租等の名稱の下に種々の不利な條件が附屬してゐるものが普通であるが、これが農業生産力停滯の主要原因をなしてゐる。

農村に於ける高利貸の跳梁については、負債農家農家の五六%は借金をし、四八%は借種してゐるの債權者の大部分は私人(地主、富農、商人乃至商店)で合計八〇%、これに典當(質屋)及び錢莊(兩替店)を合すると全農家の九五%は負債を負つてゐることになる。利子は年二割乃至四割が普通である。このやうな苛酷な條件下にあつて、それが農民の獨立的經營をいかに困難ならしめてゐるかは説くまでもない。

分益制	早田	水田	優等地	中等地	劣等地
穀納制	四七・八	四六・三	五一・五	四八・二	四四・九
金納制	四五・三	四四・六	四七・八	四五・三	四三・七
金納制	一〇・三	一一・三	一〇・三	一一・三	一一・〇
金納制	一〇・五	一〇・九	一〇・五	一〇・九	一一・〇

かゝる種々の極端な負担はされた農業の生産力は然らばどうであらうか。單位面積當りの平均收穫量は、大體ドイツの三分の一、日本に比して二分の一に過ぎないと言はれてゐる。世界主要國における農産物一ヘクタール當り收穫量を見ると次のやうである。

國別	小麦	米	大麥	玉蜀黍	烟草	棉花
支那	七三	一八九	八一	九七	九二	一九
日本	一六九	三三九	一九二	—	—	—
印度	六七	一四九	—	—	—	〇九
ソ聯	七六	—	八二	—	一五五	—
米國	九七	三三七	一三九	一五八	八四	一七
ドイツ	二二五	—	—	—	—	—
世界平均	九六	一五七	一一五	一五七	七九	一五

(註) 一九二八—一九三〇年三年平均  
この表によつて見ても、支那がどんな水準にあるか窺はれるであらう。

### 新政權の農業政策

以上述べたところから、農業生産力を極度に停滯させ、農民の疲弊、困憊に對し、殆んどなす所なかつた蔣政權に比し、新政權の新支那農業建設の方向が如何にあるべきか、一應明らかとなるであらう。即ち第一に、支那農業の自然的惡條件の技術的克服であり、第二に、農業生産力の極端となつてゐる社會的經濟的諸原因から農民を解放することである。

他方、農業資源開發に關しては問題は二つに分れる。一は、日滿支ブロック經濟確立の見地よりする棉花、羊毛、煙草等の原料農産物の開發であり、他は、日本農業と對抗關係に立つもの、例へば生絲、茶等の問題である。新政權の下にそれら積極的且つ合理的な開發が進められつゝあるのであるが、なほ日本の物質的、技術的援助に待つてゐるものが甚だ多いのである。以下、北支、蒙疆、中支、南支、海南島と分けて論じよう。

**北支** 北支は一般に農業地域であり、小麦、粟、高粱が主要産物をなし、その他棉花、落花生、玉蜀黍、煙草、大豆、甘藷があげられる。小麦はその大宗であり、事變

前 北支三省の年生産額は一三五、九〇一千市擔(二市擔は五〇應に達してゐた。高粱七〇、四〇五千市擔、粟は八



(支北)培 栽 の 榮 蔬 た。し 近 年、 食糧關係 において 北支は 輸入に 待つ状態 であつ た。北支 總人口の 七、八割

までが農民である人口構成から考へると、これは一見不可思議な現象であるが、前記の支那農業構造の特質から考

へると説明のつく事柄である。

輸入額は、小麦粉全需要量三千六百萬袋の中千八百萬袋、米三百萬石のうち百萬石、雜穀四十萬トンと推定される。このことは北支食糧確保政策、増産政策の緊急性を示唆するものである。

従つて今の北支政務委員會、舊臨時政府は、兵火がおさまるや應急的復興政策を行ふと共に、抜本的な農業政策として、

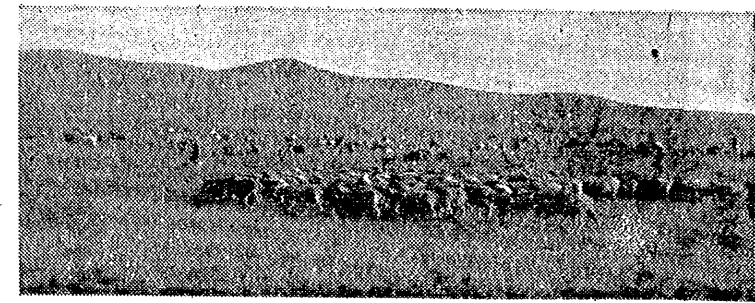
- (a) 各地に農事試験場、棉作改良機關の設置、華北産業科學研究所の機構擴大
- (b) 農事合作社を普及せしめることによる、農民の古き社會的經濟的桎梏からの解放
- (c) 農村開發、農民救済を目的とする大土木事業計畫、黄河の治水計畫を始め、各河川の改修など、農業水利問題の解決
- (d) 問題を取り上げ、興亞院連絡部、軍宜撫班その他各種機關の援助の下に着々成功を見つゝある。わけても棉花増産計畫はその生産状況から考へて八年後には、一千萬擔



(支北)作 耕

は可能であるとし、華北棉産改進會、華北農事試験場に對する日本からの技術的、物質的援助と相俟つて、積極的な優良品種の配布、施肥、病蟲害の防除、土地の改良等が指導されてゐるが、この棉花増産計畫こそ、大東亞ブロック經濟確立の上に重要な一支柱をなすものである。

畜、畜産物の増殖、わけても羊の増殖計畫がとり上げられ、狹義の農業政策は比較的に消極的である。以下、蒙疆の農業政策について述べてみよう。



牧 放 の 古 蒙

(ロ) 軍需的農産物として大麻、馬糞作物の増産確保  
 (ハ) 各種農産物の優良種子の配布、農事試験場の設立、日本よりの優秀技術員の招聘、春耕資金の貸付

(ニ) 畜産政策、蒙疆は古來畜産を以て有名であり、蒙疆産業の基幹であつたが、蔣政府の指導宜しきを得なかつたため漸次衰滅しつゝあつたのである。しかし、事變を契機として、蒙疆新政府により積極的増産計畫が採り上げられ、羊の品種改良、撈毛、加工の改良、放牧地の確保、農事試験場の設置等が行はれ、且つ又冬期の飼料不足に備へ、冬營地なるものが設置されてゐる。かくして蒙疆が、日本への羊毛原料の供給地となる日も近いであらう。

中支 揚子江流域即ち、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南等何れも農産物に富んでゐる。この地帯は自然的條件に恵まれ水田農業を主とし、概して二毛作である。米を大宗とし生絲、棉花、茶、小麥、大麥、豚毛、皮革等種々雑多なものが産出される。



この地帯は今次事變において、抵抗の最も激しかったところで従つて破壊も亦激進であつたが、維新政府が成立する

立する  
 や、いち  
 はやく農  
 村復興計  
 收畫がとり  
 上げら  
 れ、農事  
 調査、難  
 民救済が  
 着々實行  
 された。  
 新中央政  
 府の南京  
 還都と共にその行政機構も整備され、農業政策も極めて力強く行はれつゝある。即ち、興亞院華中連絡部を主

體として日本側の各種官民機關の物質的、技術的援助の下に、

- a 棉業改進機關の設立
- b 絲綢事業の徹底的改革
- c 合作社網の擴大強化
- d その他各種調査、技術研究所の設立

等が實行されてゐるのである。蠶絲業は中支那振興の下に華中蠶絲がその任に當つてゐるが、優良品種の配給、飼育の指導等を行つてゐる。

南支 南支は一般に山岳に富み、平野は珠江、下流のデルタ地帯に過ぎない。従つて農産物はこの地帯を中心として米を筆頭に、生絲、大豆、甘藷、落花生、玉蜀黍、粟等を産するが、南支全體としては自給自足の域には達してゐない。たゞ米だけは全支産米の二五%を占めてゐるが、その他は煙草の一七%、落花生の一%以外は殆んど一―二%を占めるに過ぎない状態である。新政府の積極的農業政策としても未だ見るべきものはない。

海南島 現在海南島の耕地面積は約十萬町歩足らず、農業技術水準は極度に低く、灌漑設備等も全然なく、耕地すら水を追うて移るといふ状態である。従つて米の收穫高も、年二回乃至三回作でありながら日本内地の一回作に遠く及ばないのである。産物は米以外には甘蔗、ゴム、椰子、麻等であるが生産高は問題にならない。しかし、治安が最もよく、また自然的好條件に恵まれてゐるので、わが南進政策の尖端たる本島は今後積極的開發政策が強行されれば、その成果は大いに期して待つべきものがある。

**新體制早わかり**

新體制とは何か―國民の一番知りたがつてゐるこの質問に、答へるのが本書である。大政翼賛運動の本質を描く、特輯パンフレット。六四頁 五錢

目下發賣中

週報

昭和十五年十月七日印刷發行  
 印刷部 内閣情報部  
 印刷者 内閣印刷局  
 發行所 東京市麹町區丸の内三丁目二番地  
 東京市麹町區大手町

一部

（送料別）  
 五錢送料  
 （外埠郵便に依る地域）  
 ▲郵約送御希望の方は一部送料（外埠郵便に依る地域は十銭）の別を以て前金先送（御申込下さい）  
 ▲特大紙の場合は其の郵便送料より差額を申付けます

内閣印刷局發行課  
 電話九ノ内(三)三五一一九  
 振替東京一九〇〇〇〇  
 全国各地官報販賣所  
 東都書籍株式會社  
 東京市麹町區保町一之三  
 振替東京九三九〇〇番  
 各書店・驛賣店

注意  
 ▲本誌より精選の場合は必ず「週報附録」より精選の旨を明記し、且つ右精選誌を内閣情報部印刷部宛に郵送下さい  
 ▲本誌記事の無断複製は厳禁致します  
 ▲掲載記事に對する御希望やお問い合わせの御意見も週報附録部宛お知らせ下さい  
 ▲本誌発售にお送りの場合は郵費一部五厘  
 ▲本誌（廣告御希望の向は内閣印刷局へ）

文部省推薦圖書紹介 一般向

◇醫學の倫理—ヒューズと醫學—(オカンワ イク著 三浦信榮譯) 本書は醫學の本質、醫學未來の目的の考察より出發し、個人醫學の維持、集團醫學の合理創設、組織化された職業に於ける醫師組合主義等を説く。ひとり佛蘭西醫學についての問題たるばかりでなく、醫師の經濟生活の逼迫に根ざしてゐる道徳的頹廢や眼まぐるしい社會情勢の變轉に關聯し、開業階級の再檢討や醫療團體などが問題にされるやうな現代の危機を同様に呼吸してゐる我が國醫師にも直接觸れるものであつて、隣人は勿論一般人にも何等かの意味で貢獻するであらう(四六四一七八頁 定價二圓 發行東京市麹町區丸の内三丁目二番地 理想社出版部 振替東京七八三〇三番)

移轉の御知らせ

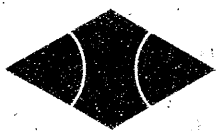
内閣情報部もいよいよ擴大強化され近く内閣情報局として力強くその第一歩を踏み出すこととなりました。そこで、廣く舎も従来の首相官邸を出て日比谷の舊帝國劇場へと移轉しました。今後いろいろの御通信などは左記へ御願ひ致します。東京市麹町區丸の内三丁目十二番地 内閣情報部週報編輯部

一般向

◇火と焰(白井俊明著) 本書は「儀等の科學文庫」といふ叢書中の一冊で、「火の歴史」から「火の觀察、燃やすガスと燃やさぬガス、燃えるもの、爆發、燃えぬもの、燐、發火、電氣の火、不思議な火、火事」等に至る凡そ火と焰に關するすべての事柄について、極めて詳細に、しかも具體的に記述されてゐる。小學高學年、中等學校下級生向の科學讀物である新四六四二七〇頁 定價二圓 送料一四銭 發行東京市麹町區丸の内三丁目二番地 理想社出版部 振替東京九三九〇〇番

◇戦地の子供(國分一大郎著 清水真澄か) つて東北の一小學校訓導であつた著者は、今南支派遣軍報隊部にあつて宣撫班の任務にたづさはつてゐるが、本書は、その宣撫工作を通して見た新支那の子供達の生活、文化を日本の子供達のために語つたものである。「靴ががきの子供、殘飯もらひ、子供の商人、海南島で見た子供たち」等三十六篇よりなる。戦地の子供の生活を通して新東亞建設への具體的な姿を知らせるものとして、また支那の兒童文化を理解させるものとして子供だけでなく、大人も一讀に價する好著である。(四六四四五〇頁 定價二圓 送料一四銭 發行東京市麹町區丸の内三丁目二番地 中央公論社 振替東京三四四番)

有價證券引受業  
 公債・社債・賣買  
 日銀引受國債賣買取扱



小池證券株式會社

取締役社長 小池厚之助

本店 東京市麹町區丸の内二丁目六番地  
 支店 大阪・名古屋・福岡



週

報

昭和十五年十月十六日 星期一  
昭和十五年十月十六日 星期一  
（毎週、同水曜日發行）



（判A5規格規定國はさき大の書本）

内閣印刷局印刷發行